令和5年11月15日発行第563号　毎月1回15日発行　栃木県行政書士会会報誌

行政書士とちぎ

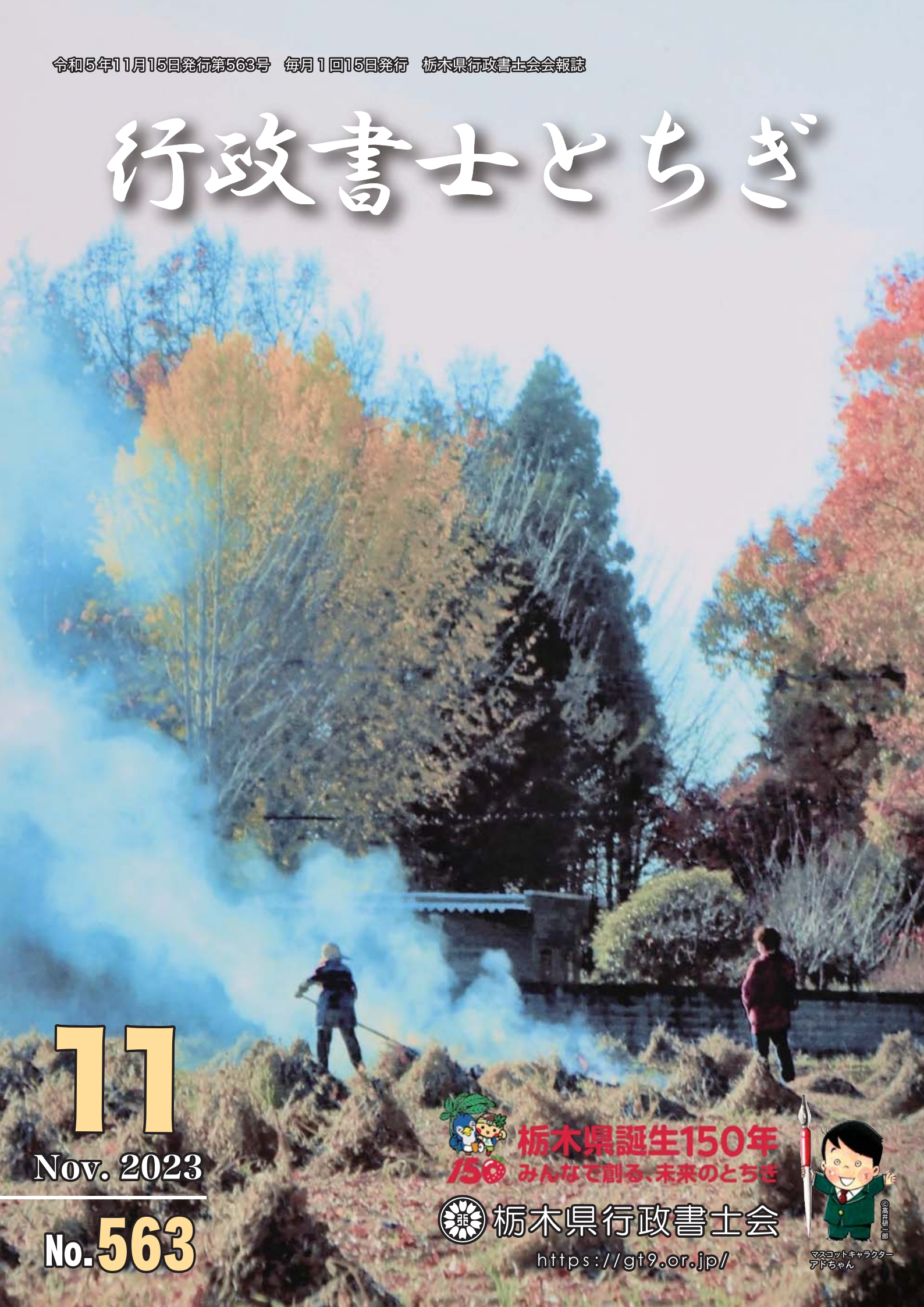

11
Nov. 2023
No.563

栃木県誕生150年
みんなで創る、未来のとちぎ

栃木県行政書士会
https://gt9.or.jp/

マスコットキャラクター
アドちゃん
©高井研一郎

栃木県行政書士会会報誌
行政書士
とちぎ
2023年
11月号
CONTENTS

1 目次
2 栃木県行政書士会の動き
2 ○とちぎ初　市民後見人
2 ○シリーズ相続研修会　第１回　第２回
3 ○農地法基礎研修会開催
3 ○貨物自動車運送事業研修会（第２回）開催
4 ○行政書士制度広報月間　電話無料相談会
4 ○あなたに適用する法律は？ ～久しぶりに～ 「渉外戸籍」研修開催
5 デジタルシフト入門
6 支部だより
10 栃木県行政書士会カレンダー（12月）
11 日行連だより
12 業務情報
13 おじゃましま～す！
14 支局かわら版（那須）
15 研修会のお知らせ
17 交差点
17 申請取次行政書士の動向
20 会員の動き

No. 563

今月の表紙

取り入れも終わる頃（撮影地：益子町）

田崎　静男様

裏表紙写真

青木由紀子様　石川和子様　大林恒夫様

写真提供　美録会（栃木県シルバー大学校中央校 写真クラブOB会）

栃木県行政書士会の動き

とちぎ初　市民後見人

市民後見人誕生を記念し、９月１６日（土）栃木市　栃木市社会福祉協議会主催で、上記シンポジウムが、栃木文化会館で開催された。

一部では、全国地域生活支援機構の尾川宏豪氏による成年後見制度の現状についての講演があった。

二部では、栃木市が早い時期から成年後見について取り組んできた経緯が説明された。

三部では、県内初の市民後見人の殿塚光之氏が、定年後講習会に応募した動機、受任してからの思いを話された。その後、専門職後見人のパネリストが、市民後見人の必要性、専門職後見人との違いを述べた。

私は、栃木市成年後見推進委員会に委員として参加しているが、栃木市の成年後見制度の普及に対する熱心な取り組みには、いつも感心している。

（副会長　手塚理恵）

シリーズ相続研修会　第１回　第２回

９月２０日（水）に行政書士会館にて、全４回のシリーズ「相続」研修の第１回として「相続の相談・受任・実務について」（講師：細見愛子会員）を開催しました。会場・ＺＯＯＭ合わせて２８人の出席がありました。

相談対応時の心構えをはじめとして、相続業務においての行政書士としての役割や他士業との協業等について、丁寧にお話ししていただきました。

１０月５日（木）には第２回として「戸籍の見方について」（講師：小平磨弓会員）を開催しました。会場・ＺＯＯＭ合わせて４８人の出席がありました。

戸籍を読み解くには、戸籍法の改正を頭に入れておかなければなりません。

今回は戸籍法の改正を戸籍、原戸籍等（内容は架空の人物）に照らし合わせながら、生まれてから亡くなるまでの戸籍の見方を丁寧にお話ししていただきました。

どちらの研修会も入会間もない会員はもちろんのこと、ベテラン会員にとっても、大変参考になる内容となりました。

（市民法務部　髙山伸人）

農地法基礎研修会開催

土地利用開発部では、９月２５日に内部講師による農地法に関する研修を行いました。講師は土地利用開発部の大塚圭希会員が行い、２１人の参加者があり盛況な研修となりました。

最近では、４月からは譲受人の耕作面積条件が撤廃されたので、空き家になった農家住宅に付随した小規模な農地の取得などは、行政書士として新たな業務になるものと思われます。

また８月には事務手続き運用の改正があり３条許可申請には国籍の記載が必要になりました。

講義後質問があり、いわゆる「３年３作」という期間があり、農地として取得した土地は３年間は転用できないというのですが、この取り扱いについて質問がありました。これは、令和４年３月３１日農林水産省農村振興局長から文書が発せられ、この取り扱いは適当でない旨通知がありました。当会の会員専用ホームページ「業務情報」に「農地転用許可事務の適正化及び簡素化について」というタイトルで２０２２／０７／０７付けで記載されていますのでご覧になってください。

土地利用に関しては、他法令の関連が多く、多様な知識が必要となります。専門家として他士業との連携も視野に入れ、依頼者に満足のいただける業務をすることで、行政書士の知名度をアップさせ、信頼を得るよう業務を行っていただきたいと思います。

（土地利用開発部　佐藤栄一）

貨物自動車運送事業研修会（第２回）開催

１０月２日（月）１３時３０分より栃木県行政書士会館にて、貨物自動車運送事業研修会第２回が開催されました。

第１回「行政書士と一般貨物自動車運送事業」に引き続き、講師を宇都宮支部の齋藤貴史会員にお願いし「行政書士とその他の運送事業」についてお話をいただきました。

利用運送、自動車登録、保安基準緩和認定申請、特殊車両通行許可申請、制限外積載許可申請、旅客、巡回指導対策、Ｇマーク申請支援といった貨物運送に関する幅広い内容について、重要な点や直近の法改正、受任するにあたって注意すべき点について解かりやすくご説明いただきました。

後半は具体的な申請書を見ながら、申請書の作成のポイントについて学びました。

貨物運送許可申請といえば専門性や難易度が高く対応が難しいとの印象を持っていましたが、今

回の研修会に参加して今後はより幅広く対応出来るよう努力したいと感じました。

（運輸交通風営部　小池　学）

行政書士制度広報月間　電話無料相談会

１０月２日(月)午前１０時から午後４時まで、行政書士会館において、土地利用開発部・佐藤栄一会員、市民法務部・小平磨弓会員・高山伸人会員、制度推進部・豊田の４人で電話無料相談の対応を致しました。

新聞広告で電話無料相談会を知り、電話相談をして来た人が大半でした。昨年の相談の少なさを考慮して、今年は平日に実施しましたが、６件の電話無料相談結果になってしまいました。「相続」２件・「遺言」２件・「権利」１件・「入管」１件に関する相談と少なめでしたが、例年と同じく「相続」に関する案件に困っている方々が多いのには変わりない様でした。相談者の抱える事案を早く解決したいとの思いでの無料相談会となりました。

（制度推進部　豊田近弘）

あなたに適用する法律は？ ～久しぶりに～ 「渉外戸籍」研修開催

長らく事例研究研修に命がけで取り組んできた国際部。今年度からは心機一転、外部講師による研修に力を入れることとした。その第一弾が１０月２５日、４０名の参加者を集めて開催された宇都宮市役所市民課戸籍グループによる「渉外戸籍」研修会だった。

渉外戸籍は国際業務を行う者にとっては絶対に必要な基礎知識でありながら、これまでまとまった研修がなかなかできなかった。今回、何年もの空白を経ての開催であったため、参加希望者が会館収容人数を超え、教育会館での開催となった。

外国人の関係する身分変動には、「そもそも、どの国のどの法律がどのように適用されるの？」という入り口の大問題が立ちはだかる。それを解きほぐしていくのが国際私法、「渉外戸籍」の深く入り組んだ味わいのある世界なのだ。

昨年度、宇都宮市に提出された渉外戸籍の受理件数は２７１件とのこと。それだけの外国籍宇都宮市民が、生まれたり、結婚したり、離婚したり、死亡したりしているということだ。国際業務に関わる行政書士は、こうした外国籍市民の生活の動きにも敏感でなければならないだろう。

国際私法は非常に難しい領域ではあるが、今後も引き続き、事例研修の中で掘り下げ、知識を共有していきたい。

※国際部研修会は毎月開催予定。定員に達すると受付終了となるので、希望する会員は、会報を確認のうえ、なるべく早く申し込んでください。ただし、１２月の研修会は申請取次行政書士のみが対象のため、個別に案内をお送りしています。

（国際部　深見　史）

デジタルシフト入門

デジタルシフト推進委員会

第１４回　ファイル管理のコツ

書類を作成し、ファイル名を付けフォルダに保存する作業に明け暮れています。日々行うため、格納した場所がわからない事も度々です。今回は、そんな時のための、ファイル管理のコツを紹介します。

ファイルに名前を付ける

「連番」＋「日付」＋「一貫性」が、私が実践している名前の付け方です。

連番は、半角２桁以上で“０１”のように、最初の桁に０番を加えることがポイントです。これによりファイル名が順並びになるため、探しやすくなります。

日付は、西暦の年月日としこれも半角です。本年の１月１日であれば、230101 のように付けます。ファイルが書き換えられても、何時作ったものかわかります。

一貫性は、業種、地域、顧客、書類の種類などといったものです。これは、日本語で全角を用います。さらにこれらを組み合わせ、階層フォルダを作って保存しています。自分自身の運用ルールを作成して管理することは、業務の適切な運用につながると考えています。

但し、ルールはシンプルにしましょう。長続きするコツと考えます。

ファイルを探す

それでも、目的のファイルが見つからない事があります。その時は、ウィンドウズのファイル検索機能を利用します。

ウィンドウズのファイル検索機能は、ファイル名の検索ばかりではなく、文書中の文字を検索できる全文検索が可能です。しかし、初期設定のままだとこの機能が使えません。常にできるようにするには、以下のように設定します。

ウィンドウズ１１の場合は、エクスプローラーを開き、上部メニューから「･･･」をクリックして「オプション」を開き、「検索」タブをクリック。「ファイル名と内容を常に検索する」にチェックします。（図参照）

ウィンドウズ１０の場合は、エクスプローラーを開き、ファイルタブから「フォルダと検索のオプション変更」を開き、「ファイル名と内容を常に検索する」にチェックを入れます。

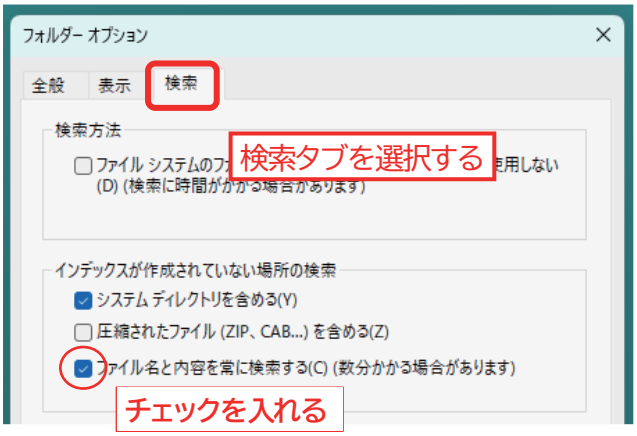

ファイルをバックアップする

バックアップは、ファイルが破損や消失した場合に備えて、ファイルをそのまま別の場所に保存しておくことです。紙の書類を保管しておくように、ファイルを２重に保管することで、不慮の事故・危険に備えます。別の場所にもう一つあるわけですから、誤って削除しても、大丈夫というわけです。

バックアップには、古典的なルールがあります。ファイルのコピーを３つ作成し、それを２種類以上の装置に保管し、その中の１つは離れた場所に保管するという３－２－１ルールと呼ばれます。

全て実施することは、大変です。そこで、複数のＵＳＢを準備し、４半期或いは半年毎に、作成したファイルをフォルダ毎、ＵＳＢにコピーし保管することをお勧めします。ＵＳＢは、順繰りに使います。

余談ですが、クラウドストレージでは同期が用いられます。同期は、２つ以上の装置間で、同じデータを常に最新の状態に保つことです。一方通行の「コピー」ではなく、２つの装置の「反映」によって行われます。つまり、どちらかを上書きあるいは削除すると、もう片方も上書きあるいは削除されてしまいます。バックアップとは動作が違うので注意が必要です。

（デジタルシフト推進委員会　室賀芳明）

支部だより

【小　山】

行政書士制度広報月間　無料相談会

１０月１日（日）午後２時より、小山市城南市民交流センターゆめまちにて、行政書士制度広報月間無料相談会が開催されました。

協力していただいた会員は１５名で、１０組の相談者が来場されました。

会員の中には入会してまだ日が浅く、ベテランの会員と組んで相談を受けることにより、良い経験になったのではないかと思いました。

開始時間から１時間くらいしたころに大雨が降ってきて、後半は来場者の足が途絶えてしまいましたが、そのぶん会員間での交流は行えたのではないかと思いました。

これからも小山支部会員一丸となって地域に貢献できるよう活動をしていきたいと考えております。

（支局長　野村泰紀）

【芳　賀】

行政書士制度広報月間　無料相談会

当支部では、１０月２日（月）の午前１１時より、ホームセンターカンセキさんの入口前をお借りして広報活動をさせていただきました。

さらに午後２時からは、真岡商工会議所にて、「行政書士無料相談会」を開催しました。

カンセキさんの前では、多くの方に行政書士のことを知っていただけたかなと思います。

当支部のチームワークのよさを確認したところで、午後の相談会へ。

事前にお電話をいただいたり、開始時間前からお待ちになっていた方もいて、盛況のうちに終わることができました。

相談の内容は、相続が主でした。ただ一口に相続といっても、相続にはいろいろあるなぁと考えさせられました。

相続に備えようとしてトラブルになったり。始まっている相続が進まないでいたり。

病気と一緒で、自覚症状が出てからでは大きな手間がかかったり、場合によっては弁護士さんに大手術をしてもらうしかないよとしか答えられないこともあり、自覚症状が出る前に、こうした相談会を積極的に利用していただけたらなと思いました。

芳賀支部では今回の真岡市のほか、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町でも無料相談会を開催予定です。

ぜひ自覚症状が出る前に、備えとして行政書士を活用していただければと思います。

（支局長　柳　知明）

【那　須】

那須支部　三市町訪問

１０月３日・４日、行政書士制度広報月間の支部の行事計画により、大田原市、那須塩原市、那須町の三首長を役員が訪問し、行政書士の業務について理解と協力をお願いしました。

本年度は、新型コロナウィルスが５類に移行したことを受け、無料相談会を３市町において実施すること、相続から終活への展開を図っていくことなどについて報告し、諸々の意見交換がなされました。

短時間の訪問でしたが、市・町の執行機関と行政書士との相互理解、協力の一環として良い機会でした。

写真上より那須塩原市、那須町訪問

（那須支部　室賀芳明）

【佐　野】

行政書士制度広報月間　無料相談会

１０月５日（木）午後１時から午後４時３０分まで、佐野市役所１階の市民活動スペースにて無料相談会を開催しました。当日は、佐野支部の会員１１名が出席し、設営や相談員の仕事を協力して行いました。

相談件数は、前日までの予約が８件、当日１件で、キャンセルが１件でした。相談内容としては相続に関するものがほとんどでしたが、相談者の年齢層は２０代から７０代までと幅広いものでした。相談員は、相談者１組に対して２名体制で行い、充分な情報提供を行えるよう努めました。

また、行政書士として具体的な解決案を提示できないような相談に対しては、状況の把握にとどまるものの、相談者の言葉を真剣に受け止めることで、話してよかったと言っていただいたことが印象的でした。

これからも、佐野支部の会員として、また佐野市民の一人として、地域社会に貢献できたら幸いです。

（支局長　栗田愛野）

【宇都宮】

行政書士制度広報月間　無料相談会

１０月１４日（土）午前１０時から午後２時まで栃木県行政書士会館２階において、行政書士制度広報月間活動の一環として無料相談会を開催しました。

当日は宇都宮支部会員６名にて、対面での相談に対応しました。

新型コロナウイルスの影響もだいぶ落ち着いてきたこともあり、対面での相談の需要が増えてくるのではないかと予想されました。この日の相談件数は４件で相続に関する相談が３件、贈与に関する相談が１件という結果になりました。相談に対応された会員が親身に相談を受け、その道のプロとしての適切なアドバイス等をした事もあり、相談者の方々に喜んで頂け、行政書士を身近に感じていただけたのではないでしょうか。

（宇都宮支部　伊澤恵子）

【栃　木】

行政書士制度広報月間　無料相談会

１０月１５日（日）午後２時よりキョクトウとちぎ蔵の街楽習館で行政書士制度広報月間の栃木支部無料相談会が開催されました。当日は９名の会員で対応すべく集まりました。

雨天と天候が悪かったこともあり、相談者２名１組の来訪となりました。２名の会員が相談に対応をしました。

少しさびしいような気もしましたが、無事に開催できてよかったと思います。

（支局長　田中順子）

【塩　那】

さくら市無料相談会

１０月２１日（土）午前１０時から午後２時までさくら市氏家体育館で実施された「ゆめ！さくら博２０２３」会場内で無料相談会を実施しました。４名の相談があり、内容は相続、遺言、土地利用、その他でした。

当日は、さくら市内は小学校の運動会、全日本ゲートボール選手権大会とイベントが重なっており、来客が少なかったです。

例年、相談が多いので相談員６名で対応できるように準備しましたが、残念でした。めげずに、来年以降も継続的に出店していきます。

（支局長　永井裕子）

【那　須】

行政書士制度広報月間　無料相談会

１０月２２日（日）午前１０時から午後３時まで、大田原市西地区公民館第１会議室にて「行政書士無料相談会」を開催しました。当日は、那須支部会員８名にて対応しました。

今回も前回同様に那須支部の市町の広報に広告を掲載して事前予約制をとり、８件の予約ががありましたが、１件がキャンセルとなり７件の相談となりました。

相談内容は、遺言書・相続に関することがほとんどでしたが、法人設立や囲繞地の扱いの相談などもあり経験豊富な会員が対応しました。

また、相談者の方々には相談後、行政書士会のＰＲパンフレットやティッシュ等を配布してお持ち帰りいただきました。

会場がわからず電話で問合せがあり大通りまで出向いて会場案内することもありましたが、相談者の方々が満足した様子でお帰りになるのを見ることができ、行政書士としてのやりがいを感じることができました。今後も「頼れる街の法律家」として地域社会に貢献したいと思います。

（支局長　加藤宏一）

【足　利】

行政書士制度広報月間　無料相談会

１０月２５日（水）午後１時よりあしかがフラワーパークプラザにおいて、行政書士制度広報月間に伴う無料相談会が開催されました。

毎年２月に行われる相談会に比べ、１０月に開催される相談会は参加者が少ないのですが、４名の相談者が来場し、それぞれの会員が１件１件丁寧に対応していました。

今回の相談会の相談内容は、相続に関係する内容が多かったようでしたが、２月に開催される相談会に向けて、多くの方に興味を持っていただける企画を考えたいと思います。

（支局長　本間美帆）

【塩　那】

塩谷町　無料相談会

１０月２９日（日）午前１０時から午後３時まで塩谷町主催の「生涯学習フェスティバル」の会場内にて無料相談会を実施し、今回は４件の相続等の相談を受けました。

お天気にも恵まれ、会場となった塩谷中学校体育館の屋内外には小さなお子さんから大人まで多くの方々が来場されました。屋内では絵画や俳句・手芸などの作品展示や体験コーナーがある中で、行政書士会のブースは会場を入って左手奥に設置し、来場者の方々にお声掛けをしてパンフレット配布を積極的に行い、啓発活動を展開しました。

これからも塩那支部は「頼れる街の法律家」として地域社会に貢献したいと思います。

（支局長　永井裕子）

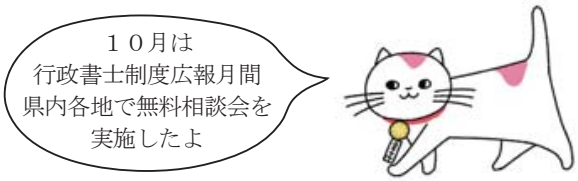

栃木県行政書士会カレンダー（１２月）

日		予　　定	時　　間	主　　催
1	金	総務部会	10:00～12:30	総務部会
		風俗営業許可研修会	13:30～15:30	運輸交通風営部
4	月	正副会長と総務部の合同会議	14:30～16:00	総務部
5	火	Ｗｏｒｄ入門研修会①「よく使われるＷｏｒｄの基礎」	13:30～16:00	ﾃﾞｼﾞﾀﾙｼﾌﾄ委
		行政書士による相談（於：葛生地区公民館） （問い合わせ:佐野市市民生活課 0283-20-3014）	13:30～16:00	佐野支部
6	水	出張封印（丁種封印指定）研修会 （於：宇都宮市文化会館　３階　第１会議室）	14:00～15:00	運輸交通風営部 封印管理委員会
7	木	登録説明会	10:00～11:00	総務部
8	金	広報部会	13:30～	広報部
11	月	シリーズ「相続」研修会　第４回	13:30～16:10	市民法務部
		行政書士無料相談（於:宇都宮市役所２階市民相談コーナー）	10:00～15:00	宇都宮支部
13	水	第３回理事会	14:30～16:00	
		ＴＩＡ（栃木県国際交流協会）相談会	10:00～12:00	国際部
		外国人在留資格無料相談 （於:足利市生涯学習センター２階マナヴィの部屋）	13:00～16:00	足利支部
14	木	申請取次新規受付	13:30～16:30	申取管理委員会
15	金	申請取次行政書士研修会 （於：栃木県教育会館　小ホール）	13:30～16:00	国際部 申取管理委員会
		行政書士無料相談（於:栃木市役所本庁舎２階市民相談室） （予約問い合わせ:栃木市市民生活課　0282-21-2122）	14:00～16:00	栃木支部
19	火	登録説明会	10:00～11:00	総務部
20	水	ＫＩＦＡ（鹿沼市国際交流協会）相談会	10:00～12:00	国際部
		行政書士専門相談（於:小山市役所新庁舎２階相談室） （予約問い合わせ:小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00～12:00	小山支部
21	木	封印報告書確認	13:30～15:00	封印管理委員会
22	金	職務上請求書管理委員会	13:30～16:30	総務部
24	日	市民プラザ無料相談会 （於:うつのみや表参道スクエア５階市民プラザ）	13:00～16:00	宇都宮支部
26	火	総務部会	13:30～15:30	総務部
		総務部と事務局との連絡会	15:30～17:00	総務部
27	水	行政書士専門相談（於:小山市役所新庁舎２階相談室） （予約問い合わせ:小山市生活安心課 0285-22-9282）	10:00～12:00	小山支部
		行政書士専門相談 （於:野木町老人福祉センター「ホープ館」相談室） （予約問い合わせ:野木町社会福祉協議会　0280-57-3100）	10:00～12:00	小山支部
		行政書士無料相談（於:壬生町役場１階１０２会議室） （予約問い合わせ:壬生町生活環境課くらし安心係 0282-81-1826）	14:00～16:00	栃木支部
28	木	行政書士専門相談 （於:下野市保健福祉センター「ゆうゆう館」会議室） （予約問い合わせ:下野市市民協働推進課　0285-32-8887 ）	10:00～12:00	小山支部
29	金	事務局年末年始休日		

日行連だより

日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（要実費）。

日行連№	文書の表題
759	国土計画法に基づく事後届出制の周知徹底等について（周知）
779	行政書士法に基づく報酬の額の掲示に関する留意事項について
781	保管場所標章の郵送交付に係る通達について（周知）
802	「医療法人に関する情報の調査及び分析等」の取扱いについて（周知）

栃木会会員専用ページに掲載されている各手続きの書式について（ご案内）

栃木県行政書士会　会員専用ページにログイン後、最初に表示されるページの「各種申請様式」から、下記に関する申請の説明と書式がダウンロードできます。

書式の種類	内　　容
補助者に関する申請	補助者の設置廃止時。補助者証の記載内容に変更があるとき。
職務上請求書の購入	「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」を購入するとき。
申請取次行政書士の申出（新規・更新）	東京出入国在留管理局に申請取次行政書士として申し出るとき。 栃木会書式のみ掲載。日行連書式は日行連ＨＰ「連ｃｏｎ」内。
行政書士登録の変更申請	住所、事務所所在地や電話番号、氏名等に変更があったとき。 職印を作り替えたとき。
行政書士登録の抹消・廃業	行政書士を辞めるとき。 単位会変更のときはこの中の「退会届」が必要になります。
証明書等の交付	栃木県行政書士会の会員であることの証明書、職印証明書、日本行政書士会連合会の名簿に登録されていることの証明書が必要なとき。
会員証等の再交付	会員証、行政書士証票、行政書士登録証をき損、紛失し、再発行するとき。
慶弔災害見舞金支給願い	栃木県行政書士会慶弔災害見舞金規程の第４条から第７条に規定する事項に該当したときの報告書式。
ホームページ・会員名簿掲載取扱業務申込書	栃木県行政書士会のホームページ「栃木県の行政書士をさがす」ページへ絞込み検索、および会員名簿用の取扱業務の登録、変更用の書式。

「医療法人に関する情報の調査及び分析等」の取扱いについて
～日行連より～

標記の件について、日行連より周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

【日行連発第 802 号】「医療法人に関する情報の調査及び分析等」の取扱いについて. pdf
厚生労働省事務連絡. pdf

行政書士法に基づく報酬の額の掲示に関する留意事項について
～日行連より～

標記の件について、日行連より周知依頼がありました。
詳細については、当会ＨＰ会員専用「業務情報」に掲載されている下記の資料をご確認ください。

【日行連発第 779 号】行政書士法に基づく報酬の額の掲示に関する留意事項について. pdf
【別添】総務省文書. pdf

令和５年度版「建設業許可申請の手引」「経営事項審査申請の手引」について

栃木県県土整備部監理課より、上記２種類の冊子が届きました。
ご希望の方は、事務局窓口にありますのでご自由にお持ちください。（無料）
郵送ご希望の方は、当会ＨＰ会員専用「事務連絡」に掲載されている申込書を事務局宛にＦＡＸしてください。
数に限りがありますので１会員１冊ずつとさせていただきます。また、品切れの際はご了承下さい。
なお、この手引は、栃木県のホームページからダウンロードできます。

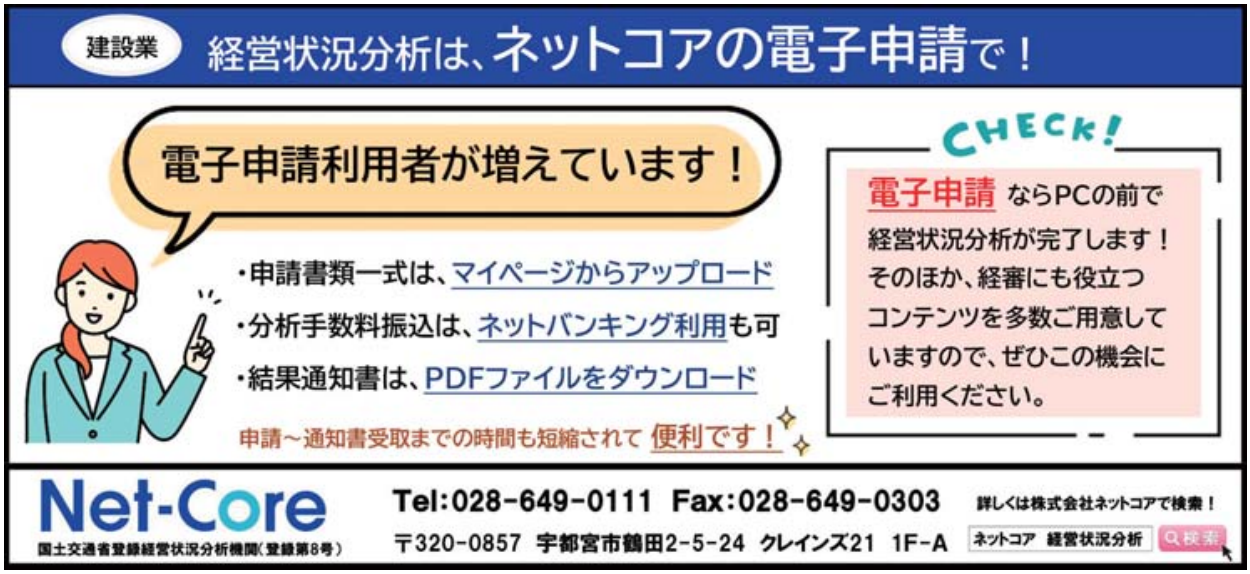

会員事務所訪問コーナー　おじゃましま～す！

今回は、足利支部の行政書士森戸法務事務所におじゃましました。

氏　　名　森戸　明彦（もりと　あきひこ）
事務所名称　行政書士森戸法務事務所
所　在　地　足利市田中町９２０-３
　　三和駅前ビル３階西側
入　会　日　令和２年１２月１日

Q　どのようなきっかけで、行政書士になったのでしょうか？

平成１６年に学習塾を開業して現在も営業を続けています。

行政書士になろうと思ったきっかけは、ますます進む少子化により、将来的に学習塾の仕事が大きく減ると考えたからです。ところが、実際に行政書士になってみると、生徒が減るどころかなぜか増えて、現在では足利市内のすべての中学校から生徒が集まってきています。

Q　どのような業務をされていますか？

現在のところ、相続関係の業務がメインです。

Q　開業されていかがですか？

２０年以上にわたり学習塾業界で働いてきましたが、行政書士事務所を開業したことにより、業界の枠を超えてたくさんの方々に出会えるようになりました。

また、業務を通してそれまで知らなかったさまざまな知識を学ぶことができるので、自分の世界が大きく広がったように思います。

Q　業務で大切にされていることは何ですか？

学習塾の仕事でも同じなのですが、お客様の不安や心配を安心に変えることが自分の使命だと思って業務にあたっています。

Q　趣味や休日の過ごし方は？

学生時代にバンド活動をしていたので、たまにギターを弾いたりします。

また野球が好きなので、休みの日は野球中継などを見て過ごすことが多いです。

８月には今年できたばかりのエスコンフィールド北海道にも行ってきました。

２０年以上、千葉ロッテマリーンズを応援していたのですが、息子が日本ハムファイターズのファンなので、最近は、家族みんなでファイターズを応援しています。

Q　普段どんな音楽を聞いているか教えて下さい

青春時代に聞いていた曲を聴くことが多いです。洋楽だとデュラン・デュラン、邦楽だとＢＯØＷＹなどを今でも良く聞いています。

Q　今後の抱負について教えて下さい

より多くの方々から信頼をしていただけるよう、これからも研鑽に努めたいと思います。

お忙しい中、本当に有難うございました。

（足利支部　本間美帆）

塩原温泉郷

那須支部

今年の夏は猛暑が長引き、そろそろ朝夕が肌寒く感じるようになりましたが、それでもまだ日中は暑く感じるこの頃です。秋が近づいてきたということで、一足先に塩原温泉郷へドライブがてら散策してきました。

塩原温泉へは数年ぶりに向かいますが、昨年開通したトンネルのおかげで走りがスムーズです。昔はくねくね道をのろのろと走っていたのを思い出します。

最初に「もみじ谷大吊橋」です。

塩原ダム湖に架かる全長３２０ｍの吊橋で、ワイヤーロープを横に張ることにより吊橋の強度を高める構造の吊橋です。そのため、ゆらゆらと揺れ「日本一の空中散歩」がキャッチフレーズになっています。また、「恋人の聖地」にも認定されています。

その後、塩原温泉中心街に車を停め、塩原渓谷歩道を散策しました。足湯ができる「湯っ歩の里」から夏目漱石文学碑、妙雲寺、紅の吊橋を渡り、のんびりと散策しました。

帰りは、トンネルではなく旧道を走り「竜化の滝」に向かいます。

駐車場に車を停め遊歩道を歩いていくと、綺麗な水が流れる沢や、周囲の自然に癒されながら、「布滝」、「風挙の滝」と続き、目的の「竜化の滝」に到着です。

「竜化の滝」は、滝が三段になって流れる様子が“竜が昇っているように見える”ことから命名されたそうです。観瀑台にはすでに数名の方が写真撮影をしており、後方からしか撮影できませんでした。

今回訪れたのが１０月中旬で、まだ紅葉が始まっていませんでしたが、それでも他県ナンバーの車やバイカーの方が多くいました。

この記事が掲載される号が発行される頃には紅葉も見頃になっているでしょうから、癒しを求めて足を運んでみてはいかがでしょうか。

ちなみに「竜化の滝」の遊歩道は、往復で約４０分かかり、運動不足の私にとっては体力的に結構きついものがありました。

（支局長　加藤宏一）

研修詳細

Ｗｏｒｄ入門研修会～Ｗｏｒｄのお悩み解決します～①、②

デジタルシフト推進委員会

今年度デジタルシフト推進委員会では、文書作成に使用されるＷｏｒｄソフトについて２回に分けて研修会を行います。

第１回目は、基本的な操作を学び、つまずきやすい操作方法を丁寧に説明いたします。第２回目は、文書を見栄えよく、早く作成する操作方法について説明します。受講したい回のみの参加でも問題ありません。Ｗｏｒｄを使用していても時間のかかる方法で作成している方、コマンドの操作を改めて学んでみたい方などは、是非お申込みください。

○開催日時　第１回：令和５年１２月５日（火）１３：３０～１６：００
　　第２回：令和６年１月１５日（月）１３：３０～１６：００

○開催場所　栃木県行政書士会館２階

○研修内容　第１回：業務によく使われる Word の基礎について学びます。
　　１　基本の設定
　　２　入力のいろいろ
　　３　コピーと貼り付け
　　４　演習（送り状を作成します）
　　５　質疑応答（Ｗｏｒｄで困っていること等について応えます）

　　第２回：実践に即した書類作成について学びます。
　　１　位置ぞろえと箇条書き
　　２　表の作成
　　３　申請書をダウンロードする
　　４　様式を理解して、自在に入力する
　　５　演習（申請書を作成します）
　　６　質疑応答

再掲載

○講　　師　行政書士　室賀芳明

○対 象 者　会員

○定　　員　各回２４名（申し込み順）※受講者証を送付します。

○受 講 料　無料

○申込方法　ＦＡＸまたはメール（本会代表メールアドレス gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp）

○申込締切　第１回：１１月３０日（木）
　　第２回：令和６年１月１０日（水）
　　※定員に達した場合はその時点で申込終了となります。

○そ の 他　各自、Ｗｏｒｄ２０１６以降のバージョンがインストールされているパソコンをご持参ください。
　　資料は後日、申込者にダウンロード方法をＦＡＸまたはメールでお知らせしますので、持参されるパソコンにダウンロードしておいてください。資料は会場で配布しませんので、紙で確認したい方はご自身で印刷してご持参ください。

研修詳細

シリーズ「相続」研修会　第４回

市民法務部　主催

市民法務部では、相続に関する研修を４回シリーズで企画し、今回が最終回となります。内容は各回独立していますので、新入会員の方、相続業務をこれからやってみたいと思う方は、ぜひご参加ください。

○開催日時　令和５年１２月１１日（月）１３：３０～１６：１０
○開催場所　栃木県行政書士会館２階からＺｏｏｍによる配信
○研修内容　外国人の相続について
○講　　師　行政書士　鈴木　栄司
○資　　料　申込者には、後日ダウンロード方法をＦＡＸまたはメールにてお知らせします。
会場受講者も、ご自身でご用意ください。会場では配布いたしません。
○対 象 者　会員、補助者（会場受講は一事務所に付きどちらか１名。）
○受 講 料　無料
○定　　員　会場受講者　１２名　　Ｚｏｏｍ受講者　８０名　　（基本先着）
○申込方法　会場受講
ＦＡＸまたはメール（本会代表メールアドレス gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp）。
補助者が受講する場合、メールであっても必ず会員名と補助者名をご記入ください。
受講者証を送信します。
Ｚｏｏｍ受講
栃木県行政書士会ホームページの会員専用ページ「事務連絡」にある「相続研修会第４回申込について」からお申込み下さい。
○申込締切　１２月３日（日）

募　集

研修会申込書

申込欄に〇を付けＦＡＸ願います。（ＦＡＸ：０２８－６３５－１４１０）

研　修　名		受講料	申込〆切	申込 会員	申込 補助者
12/5	Ｗｏｒｄ入門研修会①「よく使われるＷｏｒｄの基礎」	無　料	11/30		
1/15	Ｗｏｒｄ入門研修会②「実践に即した書類作成」	無　料	1/10		
12/11	シリーズ「相続」研修会　第４回	無　料	12/3		
		Zoom受講希望者は会員専用ページからお申込み下さい。			

支部名		会員氏名	
ＦＡＸ		補助者氏名	

さくら市
福祉祭りに参加する

１０月１４日（土）氏家体育館で開催された福祉祭りに、コスモス栃木として参加した。

多くの福祉関係の事業者が、体育館内にブースを設け、屋外には模擬店も出店し、スタンプラリーもあり、晴天に恵まれ多くの市民が訪れた。

コスモス栃木では、成年後見を知ってもらう為、チラシ、グッズを配布した。福祉に特化し、これだけ大規模なお祭りは初めてである。

現在のメンバーでは初めての参加であったため、来年はもっと工夫し、参加したいと思っている。

（公社）コスモス成年後見サポートセンター
コスモス栃木県支部長　手塚理恵

栃木会の申請取次行政書士の動向

新規申出（１０月）	０名
更新申出（１０月）	１名
退会による減少	１名
有効期限切れによる減少	１名
申請取次行政書士（１０月末現在）	１５８名

★申出の必要書類・費用等、詳細は「会のホームページ―【会員専用】ページ―各種申請様式―申請取次行政書士―申請取次行政書士の手続き（説明）」をご確認ください。

※新規申出（失効し、再取得される方も新規扱いです）は面談の上、受け付けますので予約制となります。（予約先：０２８－６３５－１４１１）
次回の予約締切日：１１月３０日（木）　受付日：１２月１４日（木）時間は予約時に案内します。
※通常水曜日ですが１２月は会の行事のため木曜日です。

※更新の書類締切は毎月１５日です。
（更新手続きは有効期限の２ヶ月半前から受付開始します。有効期限月のお手続きの場合、期限内に新たな証明書が届かないことがありますので、期限に余裕を持ってお手続きください。）

※令和５年度の日行連の申請取次関係研修会の日程表が公表されています。申出に関する特例措置等については、日行連ＨＰ会員向けサイト「連con」に掲載されております。

成年後見研修会

主催（公社）コスモス成年後見サポートセンター栃木県支部

１２月から、主にＶＯＤ（ビデオ・オン・デマンド）を使用して、成年後見研修会を開催します。成年後見制度について、基礎から実務、事例まで学べます。

ＶＯＤによる研修を終了し、２月予定の効果測定に合格すると、（公社）コスモス成年後見サポートセンター栃木県支部に入会できます。

研修終了及び効果測定の結果は、効果測定後２年間有効です。有効期間が過ぎてしまうと再受講が必要になりますので、ご注意下さい。

オリオンテーションと効果測定のみ、会場に集合して行います。オリエンテーションの時にパソコンを持参いただき、ＶＯＤの受講の仕方をお教えします。（会館備え付けのパソコンもあります。）

研修はオンラインでの受講になりますので、パソコンの所有と事務所または自宅にインターネットが接続できる環境が必要になります。環境がない方は、下記問い合わせ先にご相談ください。

オリエンテーション会場：栃木県行政書士会　２階　会議室（予定）
日　時：申込者に後日連絡します。

研修内容

1. 成年後見制度概論	54 分	9. 相談機関、法令等	48 分
2. 法定後見の基礎	50 分	10. 事務報告	25 分
3. 任意後見の基礎	１時間 3 分	11. 変則的な類型による後見事務	50 分
4. 地域での活動と地域からの相談	53 分	12. 生活保護のケース	1 時間 9 分
5. 法定か任意か、公証人との連携	56 分	13. 任意後見の事例	1 時間 8 分
6. 申立から選任後にまず行う事	37 分	14. 終了事務と死後事務委任	30 分
7. 身上保護の実務	44 分	15. 成年後見業務と倫理	1 時関 16 分
8. 財産管理の実務	58 分	効果測定	

受講料：１５，０００円（コスモス規定による。研修＋テキスト代＋効果測定料）
　　オリエンテーションの日に徴収します。テキストはその日に配布します。
申　込：下記の申込書に必要事項を記入し、ＦＡＸで申込下さい。
　　申込締め切りは１２月１０日です。途中からの受講はできません。
ＦＡＸ：０２８－６６６－０３４９
研修に関する問い合せ先　０９０－４７４６－３３７７　コスモス栃木　手塚理恵

成年後見研修を申し込みます

支部名	氏　　名	電話番号

栃木支部研修会参加者募集

開催日時　令和５年１２月８日（金曜日）　１４：３０～１６：３０

開催場所　栃木市市民交流センター　４階　講義室
栃木市入舟町６番８号　　電話番号０２８２－２４－０３５２

研修内容　**「土地利用業務の実務」**
講師が実際に受任したケースを教材として、受任してからの業務の進め方や特に注意すべき点を考察する。農地法、都市計画法、土砂条例、道路法等、各種手続きが絡む事例を紹介する。

講　　師　栃木支部　綾部一成　会員（行政書士）

備　　考　新型コロナウイルスワクチン接種済みの方の参加が望ましいですが必須ではありません。
他支部の方の受講も歓迎いたします。
定員先着２５名。定員になり次第募集を締め切らせていただきます。

応募方法　令和５年１２月１日(金)までに栃木支部副支部長の綾部宛にメールまたは電話でのお申し込みをお願いします。

申 込 先　栃木県行政書士会　栃木支部　副支部長　　綾部一成　　宛
メールアドレス　　ａｙａｂｅｋａｚｕｎａｒｉ＠ｃｃ９．ｎｅ．ｊｐ
電話番号　　０９０―４５９２―１０８３
ＦＡＸ番号　　０２８２―５１―３５３２

お申し込みの記載事項

支部名	
会員名	
研修に関する変更が生じた場合に希望される連絡先	固定電話
	携帯電話
	ＦＡＸ
	メールアドレス

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　（令和５年10月31日現在）

	支部・氏名	登録年月日 入会年月日	郵便番号	事務所名 所在地	電話	備考
	宇都宮 森　悦克	R5.10.2	329-0525	森よしかつ行政書士事務所 河内郡上三川町大字大山600-1	090-1100-7153	
	栃　木 並木　淳一	R5.10.15	329-4423	行政書士並木淳一事務所 栃木市大平町西水代1934-1	090-5324-8757	

【退　会】

支部	氏名	退会年月日	備考	支部	氏名	退会年月日	備考
佐　野	髙島　勝重	R5.10.20	廃　業				

【変　更】

支部	氏名	変更事項	変更内容
宇都宮	吉澤　裕之	所在地	宇都宮市宮みらい2-15　宮みらいスクエア９階
宇都宮	嶋崎チイ子	所在地	宇都宮市西大寛2-5-28　RENT K Home 西大寛102号室
宇都宮	田代　昌宏	所在地	宇都宮市西大寛2-5-28　RENT K Home 西大寛102号室
栃　木	田中新太郎	電話番号	0282-25-6860

「職務上請求書」購入時、「日行連一般倫理研修の修了証」の添付が必要です!!

(1)事務局へ以下の書類等を持参（または郵送）

①購入申込書（R5/9/1より新様式）
②誓約書
③使用済み職務上請求書綴り
④日行連一般倫理研修修了証の写し

★詳しい説明・書式は、当会の会員専用ＨＰ「各種申請様式」に掲載してあります。
★日行連一般倫理研修は、日行連中央研修所研修サイトからオンライン受講できます。

(2)事務局は書類等にもれが無いことを確認し、預かり、保管
・使用済み職務上請求書綴りに不備（未記入等）がある場合はお預かりできません。

(3)毎月２１日以降に職務上請求書管理委員会を開催し、払出しの可否の判断
・払出しの可否の判断が難しい場合、文書や面談で業務の確認を行うことがあります。

(4)毎月２０日までの購入申込みに対し、翌月１日に新しい職務上請求書の発送(または窓口)

購入申込一式を事務局において保管	委員会を開催、全数確認

▲毎月２１日　▲当月２０日　▲翌月１日払出し

編集後記

早いもので、この広報を読むころには、今年のカレンダーも残り２か月分となってしまい、また歳をとってしまいます。
新聞を読むと日本はＧＤＰでドイツに負け世界４位に落ちたと報道されていました。やはり「不景気なんだな～」と感じました。勤労者の給与が上がらないと購買意欲が沸かない現状が続き景気回復が出来ないのでしょう。
懐が寒いまま、冬が目の前に迫って来ました。風邪などひかぬ様頑張ろうと思っています。

（広報部　豊田近弘）

行政書士とちぎ　11月号　No.563

発行人　栃木県行政書士会　会長　安野光宣
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番22号
電　話　028-635-1411（代）
ＦＡＸ　028-635-1410
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　https://gt9.or.jp/
編　集　広報部
印刷所　有限会社　高久印刷

行政書士とちぎ 2023.11 令和5年11月15日発行 第563号

栃木県行政書士会 〒320-0046 宇都宮市西一の沢町1番22号 TEL028(635)1411(代)

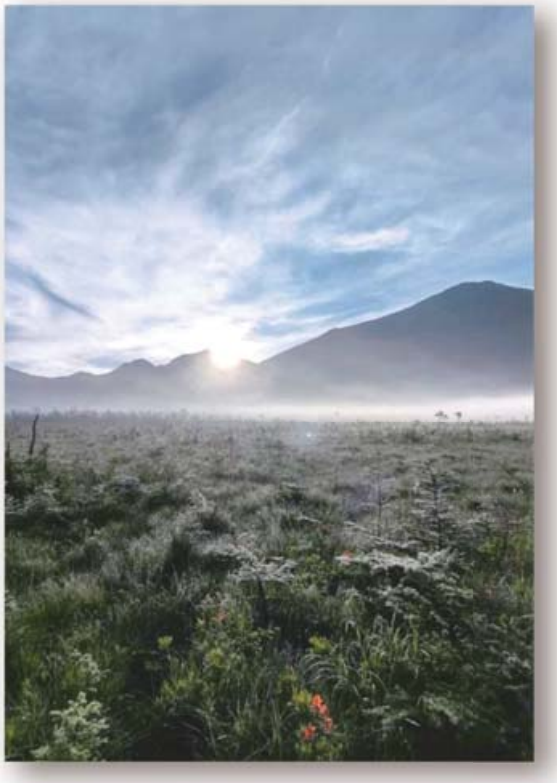

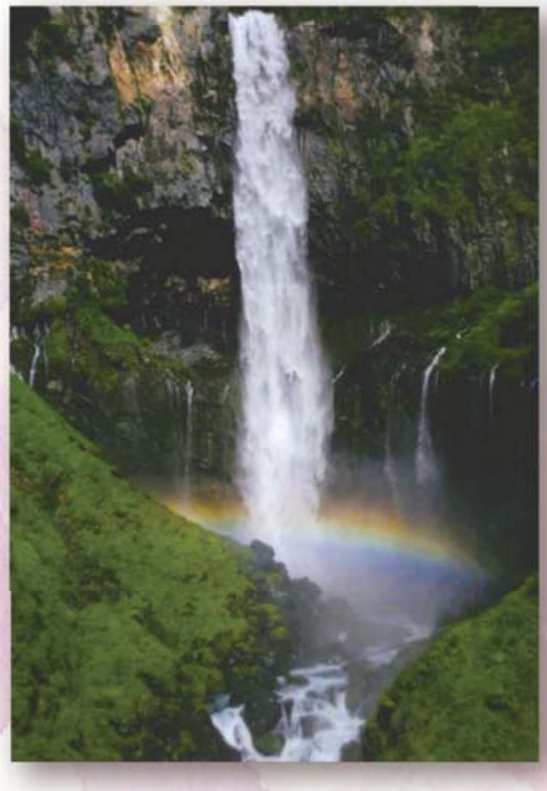

とちぎの風景 日光 ～美録会～